

第1章 総 則

第 1 条 (名 称)
この法人は、学校法人鎌倉女子大学と称する。

第 2 条 (事 務 所)
この法人は、事務所を神奈川県鎌倉市大船六丁目1番3号に置く。

第2章 目 的 及 び 事 業

第 3 条 (目 的)
この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育及び学術研究を行い、もって感謝と奉仕に生きる人づくりに貢献することを目的とする。

第 4 条 (設置する学校)
この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。
一. 鎌倉女子大学 大学院 児童学研究科
家政学部 家政保健学科
管理栄養学科
児童学部 児童学科
子ども心理学科
教育学部 教育学科
二. 鎌倉女子大学短期大学部 初等教育学科
初等教育学科 (通信教育課程)
三. 鎌倉女子大学高等部 全日制課程 普通科
四. 鎌倉女子大学中等部
五. 鎌倉女子大学初等部
六. 鎌倉女子大学幼稚部

第3章 役 員 及 び 理 事 会

第 5 条 (役 員)
この法人に、次の役員をおく。
一. 理事 5名以上8名以内。
二. 監事 2名。
2. 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の3分の2以上の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。
3. 理事長以外の理事のうちから常務理事を置くことができる。常務理事は、理事総数の3分の2以上の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

第 6 条 (理事の選任)
理事は、次の各号に掲げる者とする。
一. 鎌倉女子大学の学長を含め、法人の経営するその他の学校の長のうちから理事・評議員選任機関において選任した者 1名以上2名以内。
二. 職員のうちから理事・評議員選任機関において選任した者 2名以上3名以内。
三. 学識経験者のうちから理事・評議員選任機関において選任した者 2名以上3名以内。
2. 前項第1号及び第2号の理事は、学長又は本法人の経営するその他の学校の長又は職員の地位を

退いたときは、理事の職を失うものとする。

3. 理事は、評議員を兼任することができない。
4. 理事は、他の2名以上の理事又は2名以上の評議員と特別利害関係を有する者であってはならない。
5. 特別利害関係を有する理事の数は、理事総数の3分の1をこえてはならない。

第 7 条 (監事の選任)

監事は、この法人の理事、職員（学長・校長・教員・その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の議決によって選任する。

2. 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。
3. 監事は、他の監事又は2名以上の評議員と特別利害関係を有する者であってはならない。

第 8 条 (役員選任の制限)

この法人の役員の選任にあたっては、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が1名をこえて含まれることがあってはならない。

第 9 条 (役員の任期)

役員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。但し、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2. 役員は、再任されることができる。
3. 役員は、第5条に定める定員を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の役員が選任されるまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第 10 条 (役員の補充)

理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第 11 条 (役員の解任及び退任)

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事においては理事・評議員選任機関の総数の4分の3以上が出席し、その4分の3以上の議決により、これを解任することができる。監事においては評議員会の総数の過半数が出席し、その3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- 一. 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
 - 二. 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - 三. 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
 - 四. 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
2. 役員は次の事由によって退任する。
 - 一. 任期の満了。
 - 二. 辞任。
 - 三. 死亡。

第 12 条 (理事長の職務)

理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

第 13 条 (常務理事の職務)

常務理事は、理事長を補佐する。

2. 常務理事をもって私立学校法第37条第4項に定める業務執行理事とする。
 - 一. 業務執行理事として評議員会に出席すること。

第 14 条 (理事の代表権の制限)

理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

第 1 5 条 (理事長職務の代理等)

理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、業務執行理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

第 1 6 条 (監事の職務)

監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一. この法人の業務を監査すること。
 - 二. この法人の財産の状況を監査すること。
 - 三. この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - 四. この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3 月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - 五. 第 1 号から第 3 号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会、評議員会及び理事・評議員選任機関に報告すること。
 - 六. 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会、評議員会及び理事・評議員選任機関の招集を請求すること。
 - 七. この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して、意見を述べること。
 - 八. 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務。
2. 前項第 6 号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事・評議員選任機関の招集を請求した場合も同様とする。
3. 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。
4. 監事は、理事・評議員選任機関に対し必要な報告を行おうとするときは、理事長に対し、理事・評議員選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、監事に対し、その必要性を聴し、理事・評議員選任機関を招集しなければならない。

第 1 7 条 (理 事 会)

この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2. 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
3. 理事会は、理事長が招集する。
4. 理事会に議長をおき、議長は理事長をもって充てる。
5. 前条第 2 項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席した理事の互選によって定める。
6. 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の 3 分の 2 以上の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。但し、第 9 項の規定による除斥のため 3 分の 2 に達しないときは、この限りでない。
7. 前項の場合においては、理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。
8. 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、否決相当とする。
9. 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

第 1 8 条 (業務の決定の委任)

法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

第 19 条 (議事録)

議長は、理事会の開催の場所（当該場所に存しない役員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録には、議長並びに出席した理事のうちから互選された理事2名以上及び出席した監事が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
3. 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

第 20 条 (評議員会)

この法人に、評議員会を置く。

2. 評議員会は、8名以上12名以内の評議員をもって組織する。
3. 評議員会は、理事長が招集する。
4. 評議員会に議長をおき、議長は理事長をもって充てる。
5. 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。但し、第9項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。
6. 前項の場合においては、評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。
7. 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、否決相当とする。
8. 議長は、評議員として議決に加わることができない。
9. 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。
10. 評議員会は、会計監査人1名を定めなければならない。

第 21 条 (議事録)

第19条第1項の規定は、評議員会の議事録の作成について準用する。

2. 議事録には、議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員2名以上及び出席した監事が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

第 22 条 (諮問事項)

次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- 一. 重要な資産の処分又は譲受け。
- 二. 多額の借財。
- 三. 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更。
- 四. 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更。

第 23 条 (評議員会の意見具申等)

評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

第 24 条 (評議員の選任)

評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一. この法人の職員で、理事・評議員選任機関において選任した者 3名以上4名以内。
 - 二. この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25歳以上の者のうちから、理事・評議員選任機関において選任した者 3名以上5名以内。
 - 三. 学識経験者（職員及び法人の設置する学校を卒業した者を除く）のうちから、理事・評議員選任機関において選任した者 2名以上3名以内。
2. 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものと

する。

3. 評議員は、理事を兼任することができない。
4. 評議員は、他の2名以上の評議員と特別利害関係を有する者であってはならない。
5. 理事、監事又は他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者の数は、評議員総数の6分の1をこえてはならない。
6. 第1号評議員の総数は、評議員総数の3分の1をこえてはならない。

第 2 5 条 （ 評議員の任期 ）

評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。但し、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2. 評議員は、再任されることができる。
3. 評議員は、第20条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

第 2 6 条 （ 評議員の解任及び退任 ）

評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事・評議員選任機関の総数の4分の3以上が出席し、その4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

- 一. 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
 - 二. 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - 三. 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
 - 四. 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
2. 評議員は次の事由によって退任する。
 - 一. 任期の満了。
 - 二. 辞任。
 - 三. 死亡。

第 2 7 条 （ 理事・評議員選任機関及び構成員の選任 ）

この法人の理事選任機関は、理事・評議員選任機関とする。

2. 理事長は、理事・評議員選任機関を編成し、その構成員を選任することができる。
3. 理事長が理事・評議員選任機関の構成員を選任するときは、あらかじめ理事会及び評議員会の意見を聴かなければならない。
4. 理事・評議員選任機関の構成員は、次の各号に掲げる者とする。
 - 一. 第1号理事 1名。
 - 二. 第2号理事 1名。
 - 三. 第3号理事 1名。
 - 四. 第1号評議員 1名。
 - 五. 第2号評議員 1名。
 - 六. 第3号評議員 1名。
5. 前項第1号及び第2号に規定する理事又は同項第4号に規定する評議員は、学長又は本法人の経営するその他の学校の長又は職員の地位を退いたときは、構成員の職を失うものとする。
6. 理事及び評議員の選任又は解任は、理事・評議員選任機関で行う。選任については、総数の3分の2以上が出席し、その過半数の議決により行い、解任については、第11条第1項又は第26条第1項の通りとする。
7. 理事・評議員選任機関は、理事長が招集する。
8. 理事長は、理事・評議員選任機関の構成員の総数の3分の2以上の議決により本法人の職員（構成員を除く）をオブザーバーに加えることができる。
 - 一. オブザーバー 1名以上2名以内。
9. オブザーバーは、議決に加わることはできない。
10. その他必要な事項は、理事会規則を準用する。

第 2 8 条 （ 理事・評議員選任機関の構成員の任期 ）

構成員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。但し、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2. 構成員は、再任されることができる。
3. 構成員は、任期満了の後でも、後任の構成員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

第5章 資 産 及 び 会 計

第 2 9 条 （ 資 産 ）

この法人の資産は、財産目録記載の通りとする。

第 3 0 条 （ 資産の区分 ）

この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

2. 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
3. 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
4. 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

第 3 1 条 （ 基本財産の処分の制限 ）

基本財産は、これを処分してはならない。但し、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

第 3 2 条 （ 積立金の保管 ）

基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

第 3 3 条 （ 経費の支弁 ）

この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

第 3 4 条 （ 会 計 ）

この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

第 3 5 条 （ 予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画 ）

この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2. この法人の事業に関する中期的な計画は、5年を目途とした期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

第 3 6 条 （ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄 ）

予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

第 3 7 条 （ 決算及び実績の報告 ）

この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受け、かつ第3号から第5号までの書類について会計監査人の監査を経た上で、理事会の承認を受けなければならない。

- 一. 事業報告書。
- 二. 事業報告の附属明細書。

- 三. 計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ）。
 - 四. 計算書類の附属明細書。
 - 五. 財産目録。
2. 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第5号の書類を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

第 3 8 条 （ 財産目録等の備付及び閲覧 ）

- この法人は、毎会計年度終了後3月以内に事業報告書、事業報告の附属明細書、計算書類、計算書類の附属明細書、財産目録及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。
2. この法人は、前項の書類、監査報告書、会計監査報告、役員等に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し、又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。
3. 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

第 3 9 条 （ 情報の公表 ）

- この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。
- 一. 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたときのその内容。
 - 二. 監査報告書及び会計監査報告を作成したときのその内容。
 - 三. 事業報告書、事業報告の附属明細書、計算書類、計算書類の附属明細書、財産目録及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したときのその内容。
 - 四. 役員等に対する報酬等の支給の基準を定めたときのその内容。

第 4 0 条 （ 役員等の報酬 ）

- 役員等に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。
2. 報酬等の支給の基準については、役員等報酬規程で定める。

第 4 1 条 （ 資産総額の変更登記 ）

この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

第 4 2 条 （ 会 計 年 度 ）

この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 役員 の 損 害 賠 償 責 任

第 4 3 条 （ 責任の免除 ）

役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法第92条に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

第 4 4 条 （ 責任限定契約 ）

理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第92条に基づ

く最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第7章 解 散 及 び 合 併

第 4 5 条 （ 解 散 ）

この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- 一. 理事会及び評議員会の議決。
- 二. この法人の目的たる事業の成功の不能。
- 三. 合併。
- 四. 破産。
- 五. 文部科学大臣の解散命令。

2. 前項第1号又は第2号に掲げる事由による解散にあつては、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第 4 6 条 （ 残余財産の帰属者 ）

この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会及び評議員会の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

第 4 7 条 （ 合 併 ）

この法人が合併しようとするときは、理事会及び評議員会の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第8章 寄 附 行 為 の 変 更

第 4 8 条 （ 寄附行為の変更 ）

この寄附行為を変更しようとするときは、理事会及び評議員会の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2. 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会及び評議員会の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第9章 補 則

第 4 9 条 （ 書類及び帳簿の備付 ）

この法人は、第38条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- 一. 役員及び評議員の履歴書。
- 二. 収入及び支出に関する帳簿及び証憑書類。
- 三. その他必要な書類及び帳簿。

第 5 0 条 （ 公告の方法 ）

この法人の公告は、学校法人鎌倉女子大学の掲示場に掲示して行う。

第 5 1 条 （ 施行細則 ）

この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は次の通りとする。

理 事	(理事長)	松 本	尚
同		赤 松	金 芳
同		大 橋	進
同		星 野	秀 治
同		町 田	直
監 事		鈴 木	武 夫
同		太 田	肇

2. 昭和50年1月10日に文部大臣の認可を受けた本寄附行為は、昭和50年4月1日から施行する。
3. 昭和63年5月18日に文部大臣の認可を受けた本寄附行為は、平成元年4月1日から施行する。
4. 平成11年3月31日に文部大臣の認可を受けた本寄附行為は、平成11年4月1日から施行する。
5. 平成12年12月21日に文部大臣の認可を受けた本寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。
6. 平成13年8月1日に文部科学大臣の認可を受けた本寄附行為は、平成14年4月1日から施行する。
7. 平成14年7月30日に文部科学大臣の認可を受けた本寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。
8. 平成17年3月31日に文部科学大臣の認可を受けた本寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。
9. 平成17年12月5日に文部科学大臣の認可を受けた本寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。
10. 本寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。
11. 本寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。
12. 本寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。
13. 本寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。
14. 本寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。
15. 本寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。
16. 平成25年5月14日に文部科学大臣の認可を受けた本寄附行為は、平成25年5月14日から施行する。
17. 本寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。
18. 平成29年11月20日に文部科学大臣の認可を受けた本寄附行為は、平成29年11月20日から施行する。
19. 令和2年3月16日に文部科学大臣の認可を受けた本寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。
20. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和3年11月30日）から施行する。
21. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和6年8月29日）から施行する。
22. 令和7年2月4日に文部科学大臣の認可を受けた本寄附行為は、令和7年4月1日から施行する。
但し、附則第23項については、令和7年3月31日から施行する。
23. 令和7年3月31日に在任する役員であって、令和7年4月1日以後最初に招集される定時評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和7年4月1日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時まで延長する。

（鎌倉女子大学短期大学部初等教育科第1部の存続に関する経過措置）

鎌倉女子大学短期大学部初等教育科第1部は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該科に在学する者が当該科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。